**令和８年（フ）第３０２号**
群馬県吾妻郡草津町大字草津464番地704　バーデンメモリアル417、旧住所長野県上田市下之条56番地８
債務者　甘利　泰子
1　決定年月日時　令和８年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

**令和８年（フ）第３０６号**
群馬県北群馬郡榛東村大字山子田657番地９
債務者　陽田　　凜
1　決定年月日時　令和８年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

**令和８年（フ）第６０２号**
横浜市金沢区釜利谷南２丁目18番５号　コーポ白山道Ａ
債務者　松崎　正宏
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで　横浜地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第１５３２号**
横浜市金沢区釜利谷東３丁目17番７号
債務者　笠嶋紀代美（旧姓吉田）
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで　横浜地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第１５４８号**
神奈川県大和市南林間３丁目４番２号　イースト・アーバー103
債務者　山口　優太
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで　横浜地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第１９０４号**
横浜市神奈川区三枚町539番地１　ロレーヌ202号
債務者　菅野　利奈
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで　横浜地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第１９１１号**
神奈川県大和市鶴間１丁目17番１―314号
債務者　伊東　優子（旧姓野田）
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで　横浜地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第１９３１号**
横浜市保土ケ谷区桜ケ丘１丁目30番26―２号
債務者　丸島亜由子
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで　横浜地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第２１３０号**
横浜市保土ケ谷区川島町516番地29　アップルハウス上星川102号室
債務者　海悦　慎二
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで　横浜地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第２２６４号**
横浜市緑区十日市場町1258番地　十日市場ヒルタウン２―５号棟101号
債務者　山下かつ江
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで　横浜地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第２３３６号**
横浜市南区共進町１丁目１番地　三協ビル303
債務者　原田　尚明
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで　横浜地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第２３３７号**
横浜市瀬谷区上瀬谷町47番地１　市営上瀬谷住宅３棟　208号
債務者　安食　史恵
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで　横浜地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第７５３号**
川崎市高津区蟹ケ谷３番地７　蟹ヶ谷槍ヶ崎住宅　３―206
債務者　原　　誠
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和８年（フ）第６６号**
新潟県新発田市大栄町３丁目２番18号　アルドーレ　Ｅ　101
債務者　藤間　辰哉
1　決定年月日時　令和８年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで　新潟地方裁判所新発田支部

**令和８年（フ）第１８８号**
長野市大字中御所215番地２　シャーメゾンポルカ201
債務者　俵　　拓摩
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで　長野地方裁判所民事部破産係

**令和８年（フ）第３７３号**
岐阜県各務原市尾崎西町１丁目３番地（尾崎団地Ｂ10棟　1046）
債務者　中島てる子
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで　岐阜地方裁判所

**令和８年（フ）第３２７号**
静岡県駿東郡清水町柿田260番地の２、前住所静岡県沼津市下香貫西村1461番地の２　クロシェットⅢ205
債務者　下山　裕之
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係